
本日の会議に付した事件

平成25年3月19日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第 1号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例を定めるについて
- 日程第2 議案第 2号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めるについて
- 日程第3 議案第 3号 川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスにの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めるについて
- 日程第4 議案第 4号 川南町営住宅等の整備基準に関する条例を定めるについて
- 日程第5 議案第 5号 川南町町道の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて
- 日程第6 議案第 6号 川南町町道の道路標識の寸法を定める条例を定めるについて
- 日程第7 議案第 7号 川南町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて
- 日程第8 議案第 8号 川南町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を定めるについて
- 日程第9 議案第 9号 川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例を定めるについて
- 日程第10 議案第 10号 川南町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 11号 川南町新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるについて
- 日程第12 議案第 12号 川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 13号 川南町条例における用字、用語等の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 14号 川南町重度障害医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 15号 財産(土地)の無償貸付について
- 日程第16 議案第 16号 西都児湯障害認定審査会共同設置規約の一部改正について
- 日程第17 議案第 24号 平成25年度川南町一般会計予算
- 日程第18 議案第 25号 平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第 26号 平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第20 議案第 27号 平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計
- 日程第21 議案第 28号 平成25年度川南町下水道事業特別会計

- 日程第22 議案第 29号 平成25年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第23 議案第 30号 平成25年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第 31号 平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第 32号 平成25年度川南町水道事業会計予算
- 日程第26 議案第 33号 川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について
- 日程第27 発議第 2号 川南町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第28 発議第 3号 地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について
- 日程第29 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友 好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時05分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、町長から発言を求められていますのでこれを許します。

○町長(日高 昭彦君) 提出しました議案に不備がございまして議員の皆様大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○議長(山下 壽君) 日程第1 議案第1号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例を定めるについて」

日程第2 議案第2号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めるについて」

日程第3 議案第3号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めるについて」

日程第4 議案第4号「川南町営住宅等の整備基準に関する条例を定めるについて」

日程第5 議案第5号「川南町 町道の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」

日程第6 議案第6号「川南町 町道の道路標識の寸法を定める条例を定めるについて」

日程第7 議案第7号「川南町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」

日程第8 議案第8号「川南町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を定めるについて」

日程第9 議案第9号「川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例を定めるについて」

日程第10 議案第10号「川南町営住宅管理条例の1部改正について」

以上、10議案を一括議題とします。

本、10議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 文教厚生常任委員会に付託されました、議案第1号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員

等に関する条例を定める」について

議案第2号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定める」について

議案第3号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法にかかる基準に関する条例を定める」について報告します。

議案第1号から第3号まで提案理由の説明の通り、地域主権一括法及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により、介護サービスの指定等についてそれぞれの自治体で定めることになり新たに条例を制定するものです。平成25年4月1日より施行するものです。

採決の結果全員賛成で可決です。

○議長(山下 壽君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第4号川南町営住宅等の整備に関する条例を定めるについて

議案第5号「川南町町道の構造の技術的基準を定めるについて」

議案第6号「川南町の町道の道路標識の寸法を定める条例を定めるについて」

議案第7号「川南町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」

議案第8号「川南町移動円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定めるについて」

議案第9号「川南町都市公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例を定めるについて」

議案第10号「川南町町営住宅管理条例の一部改正について」

その審査の経過と結果について報告します。

この7議案については、従前より国が定める法令、基準等に従い運用してきましたが、今回地域主権改革一括法により国で定める基準を参酌して自治体が条例で定めることとされたため条例を制定するものであります。

議案第4号は、第6条に町独自基準を規定し議案第7号も第5条に町独自基準を規定し、議案第10号は、入居資格となる収入基準額を明示し一部字句の変更を行っています。とりたて異議なく全7議案原案通り全会一致で可決であります。

以上で報告おわります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第1号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第1号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第2号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第3号「川南町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例を定めるについて」は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号「川南町営住宅等の整備基準に関する条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第4号「川南町営住宅等の整備基準に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号「川南町 町道の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第5号「川南町 町道の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号「川南町 町道の道路標識の寸法を定める条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第6号「川南町 町道の道路標識の寸法を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号「川南町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第7号「川南町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号「川南町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第8号「川南町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号「川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第9号「川南町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」討論を行います。
討論はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第10号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第10号「川南町営住宅管理条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号「川南町新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるについて」

日程第12 議案第12号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第13 議案第13号「川南町条例における用字、用語等の整備に関する条例の一部改正について」

日程第14 議案第14号「川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」

日程第15 議案第15号「財産(土地)の無償貸付について」

日程第16 議案第16号「西都児湯障害認定審査会共同設置規約の一部改正について」

以上、6議案を1括議題とします。

本、6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) まず、議案第13号川南町条例における用字、用語等の整備に関する条例の一部改正については、常用漢字表(平成22年11月30日内閣告示第2号)の変更に伴う一部改正であります。改正により196字増加し、5字減少しました。全ての条例の用字用語を変更することなく、条例を変更するときに同時に変更されます。本議案は、全員賛成で可決であります。

次に議案第15号財産(土地)の無償貸付については、野田原保育所、山本保育所及び記念館保育所の合併に伴う保育所の建設用地に山本小学校用地の一部(別途資料Ⅰ)を5年間石井記念友愛社に無償貸付するというものでございます。

「5年間の根拠は何か」の質問に対しては、「5年くらいで運営できるようになると思われる。」との返答でした。

審査するにあたり近隣町の状況を調査しました。(別途資料Ⅱ)資料確認の後、有償貸付期間を見直すべきではないかとの意見が出され、その是非について討論を行いました。

討論は、

- ・無償貸付5年間の根拠も明確なものではなく、近隣町全てが3年である。行政改革への姿勢を示すことができ3年が妥当である。
 - ・今回の事案は、ハード整備に投資がなされ、受入れ法人の負担が大きい。5年にすることで、町の保育行政への取り組みをアピールできるのではないか。
 - ・野田原保育所の平成25年度1年間の無償譲渡も決定しており、通年になると6年間ということになる。通年という概念が許されるなら、通年3年間か5年間、つまり山本小学校用地の無償貸付は、2年間あるいは4年間ということは考えられるのではないか。
- などでした。

無償貸付期間を5年から3年に修正するか採決の結果、賛成多数で修正に決定しました。総務常任委員会として本議案の修正案を提出させていただきます。

○議長(山下 壽君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第11号「川南町新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるについて」は、平成24年5月に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものです。採決の結果全員賛成で可決です。

議案第12号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、不登校の児童生徒の学校不適應の解消を目的として、適応指導教室指導員を配置するための条例改正です。現在14名の対象生徒がいるとのこと。

採決の結果全員賛成で可決です。

議案第14号「川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正」については、根拠法令が詳しくなり名称が変わったことによる改正です。

採決の結果、原案のとおり全員賛成で可決です。

議案第16号「西都児湯障害認定審査会共同設置規約の一部改正」について、議案第16号は、議案第14号と同様に法律名の改正に伴うものです。担当課職員から説明を受け、慎重に審査を行い採決の結果、可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「異議なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第11号「川南町新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるについて」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第11号「川南町新型インフルエンザ等対策本部条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第12号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号「川南町条例における用字、用語等の整備に関する条例の1部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第13号「川南町条例における用字、用語等の整備に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号「川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第14号「川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号「財産（土地）の無償貸付について」討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

「なし」

次に、原案および修正案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第15号 財産（土地）の無償貸付について、反対討論を行います。

本議案は、保育所用地として、山本小学校の敷地1640平方メートルを社会福祉法人友愛社に無償貸付するものです。

本議案は、行革プランの一環として、山本・記念館・野田原の三保育所の廃止統合計画によるものですが用地選定の経過や学校敷地利用の理由が不鮮明であり、町民の支持を得ることはできないと考えます。

反対の第1点は、町立3保育所の廃止についてです。すでに9月に議会において廃止条例を決めていますが、川南小校区の北部、及び西部の広大な地域の保育所をなくし、地域住民の安心と期待にそむくことになりました。本町の保育政策の経過は小学校区範囲に設置し、市街地の川南校区等は複数の施設配置をしてきました。今日、全国的に保育所不足が深刻なときに本町の取り組みは先駆的だったと思います。三保育所の廃止はその意義ある取り組みを投げ捨てるものです。

第2点は、廃止統合による用地選定への問題です。3保育所の入所者の居住地分布を保育所毎に調査しましたが検討もされません。議会全協に配布された資料では、当初から山本小とその近辺とし、小学校グラウンドが利用できる。用地買収が可能な場所ときめつけ、児童の居住地調査など形だけで、始めから農業振興地域除外申請等考慮としています。つまり、当初から農振除外不用な「山本小ありき」でした。川南小校区の東北部、国道十号線沿いまで及ぶ記念館入所区域、小池方面まで及ぶ野田原入所区域の保護者の意向などどれほど尊重されたのでしょうか。

第3点は、では山本小校庭併設の目的、利点はなんのでしょうか。議会提出資料には、経費がかからない。小学校と連動し「小保連携のモデル」となる。山本の人口減少の歯止めになる。などとしています。

一般質問で述べたように、山本小校区全世帯に配布した友愛社の提言では「ゼロ歳から卒業まで一貫的な保育、教育への挑戦」とか、保護者にとっても「0才から小学校卒業まで同じ環境で守られ安心できる」と言っています。25年度保育所入所予定数は、山本41人、記念

館38人、野田原73人です。仮に山本小校庭で育った保育園児の3分の2以上は卒園と同時に山本小ではなく川南小その他に入学していきます。どうして幼小一環の保育、教育が出来ますか。どうして0才から小学校卒業まで同じ環境で守られますか。友愛社の提言が非現実的であるのは明らかです。町長は「友愛社の考えで進めているわけではない」と答弁されました。それなら小学校設置にこだわる理由はないではありませんか。

第4点は、教室棟への影響、緑豊かな学校環境と運動場現状維持についての反省のなさです。友愛社の提言では、小学校との距離の確保、教室棟への防音対策、運動場の現状確保など6項目の要件を示しました。小学校のど真ん中の面積を示して小学校との距離の確保というのも非常識です。提案されている貸付議案は、生徒の実習園の維持、教室棟への距離を広げる反面、運動場に大きくせり出す内容となっています。教室棟から離れるのは当然ですが、運動場への拡張は地区住民への説明を自ら破るものです。山本小における幼少連携論が非現実的ある以上、学校や地域の声に応じて、現在の山本保育所の利用、又は民有地の取得など学校敷地を最小限にとどめる努力をすべきです。

第5点は、町の当初説明にも反する運動場へのせり出しです。用地貸付の位置、面積は、現在のテニスコート北側線から運動場の北側スタンドを越え、運動場へ最長17m50、横幅45m拡張するものです。学校のほぼ中央部のテニスコートを囲む緑豊かな空間であり運動場は野球バックネットやスポーツ少年団の用具室、地域との通用門など学校運動場の心臓部に相当する場所です。野球バックネットをはじめ北側スタンドの撤去、通用門の移動による鉄棒など体育施設の撤去等も避けられません。

町長は、山本小は基準の四倍の広さなどくり返し答弁されますが開校当時、340人から始まる学校の沿革や現状をそんな目でしか見ないのか。極めて残念な態度と言わざるを得ません。

第6点は、保育所廃止や学校への統合に係る町民への対応です。野田原保育所父母の会存続の要望に対して、山本小までの通園時間は四分程度、新保育所の様々な魅力等の創造により負担軽減がはかれると選定事業者が立派な保育をするから期待せよとの回答です。

山本スポーツ少年団の代表と山本ソフトボール愛好会代表の連名で運動場とバックネットの現状維持の要望書を昨年10月提出しました。現地測量が強行されているのに未だに回答もされません。ところが町の担当者は要望書提出者の同意を得ているなどウソの答弁をしています。

保育所への農産物の贈呈の際、担当職員の一方的な意見を聞いただけであり、それを同意にすりかえて議会で答弁するなど許せるものではありません。

最後に、私は23年12月、町長への申し入れ以後、保育所廃止、統合問題を取り上げてきました。

保育所や学校関係者、保護者や地域住民の声をお聞きし、出来る限りその声を反映するよう質問をしてきました。しかし、実際には本議会における財産貸付議案として提出されてい

ます。貸付期間に係る修正案が提出されましたが、貸付期間終了後保育事業がどう保障されるか定かではありません。山本小校庭における民営保育所の是非こそ問われなければなりません。

どうか同僚議員の皆さんが現状と対応のあり方を調査、検討をされ、継続審査の選択も含めて、私の討論に耳をかしていただきますよう要望いたしまして反対討論を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(米山 知子君) 議案第15号 財産(土地)の無償貸付修正案について、この修正案は、山本小学校内の土地1640平方メートルを石井記念友愛社に5年間無償貸付を行うという事に対して、期間3年を短縮するとの修正案です。

行財政改革で保育所の民営化に取り組んでおりますが、最初に民営化された十文字保育所は土地を5年間無償貸付することで保育事業をすすめられています。

十文字保育所と同様に、保育事業をすすめるための土地に対し平成21年のが、5年間の無償貸付の議決をしているのに、今回3年間に短縮するといことですが、その理由が明白でなく、このことは、議決に対して信頼性を欠くものであります。本案が5年間で提案されていることは、先の議会で議決を尊重されての事であると思っておりますが、修正理由に上げられている隣の3年間に追従することは、川南町議会としての一貫性がないと思っております。

石井記念友愛社が5年間無償貸付は何らかの問題があったとの報告もなくむしろ保護者からは、歓迎の声も聞かれております。

よって、この修正案に対して反対します。議員の皆様の良い判断で御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終ります。

これから議案第15号について、採決します。

本案の委員長報告は、修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、委員会の修正案は、可決されました。

議案第16号「西都児湯障害認定審査会共同設置規約の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第16号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第16号「西都児湯障害認定審査会共同設置規約の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算」

日程第18 議案第25号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」

日程第19 議案第26号「平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」

日程第20 議案第27号「平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」

日程第21 議案第28号「平成25年度川南町下水道事業特別会計予算」

日程第22 議案第29号「平成25年度川南町介護認定審査会特別会計予算」

日程第23 議案第30号「平成25年度川南町介護保険特別会計予算」

日程第24 議案第31号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第25 議案第32号「平成25年度川南町水道事業会計予算」

以上9議案を一括議題とします。本9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（濱本 義則君） 議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算について」は、全員賛成で可決であります。

歳入のうち1款4項1目たばこ税が前年比10%の伸びです。その理由は、平成25年4月1日より町に交付されるたばこ税が1,000本あたり4,618円から5,262円に増額されることによります。

14款3項1目2節徴収費委託金は、1人あたり3,000円の6,300人です。

19款4項3目2節JR受託事業収入は、今まで受託先に直接支払われていたものが、平成25年度から町を通して受託先に支払われます。

歳出について申し上げます。

2款1項3目13節財務諸表作成関連委託料200万円は、平成25年度が最終年度になります。

2款1項4目12節役務費の大幅増額は、窓口手数料が、平成24年度1件10円が、平成25年度20円（26年度は30円になる見込）に値上げされたことと、指定金融機関事務手数料が0円から100万円になることによります。

2款1項6目13節委託料のうち川南駅乗車券類発売業務委託料300万円は、昨年の428万4,000円より128万4,000円の減額です。

2款1項6目企画費のうち定住促進事業3,164万4,000円は、25年度の新規事業であり、3年を目途に実施されます。事業計画につきましては、添付資料Ⅲを参照ください。

5款1項1目の緊急雇用創出事業（川南町広報PR強化地域活性化事業）1006万2千円に婚活事業を乗せる計画のようです。まだ詳細は決定していませんが、本事業は、テレビで川南町を売り込もうとする企画で、7月から3月まで毎週1回、36回の放送を予定しています。

8款3項2目公園費のうち工事請負費300万円は、中央公園の道路（別添資料Ⅳ）の舗装打ち換え工事であります。

9款1項2目消防施設費のうち消防車購入1,670万円は、13部に導入するものです。

以上です。

○議長（山下 壽君） 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算」について、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決定しました。この議案第24号は、63億600万円中の文教厚生常任委員会に付託されました事項について関係課職員の説明とトロンドーム及び山本小校庭保育園建設に伴う現地調査を行い、慎重に審査を行いました。

主なものについて報告します。衛生費の子宮頸がん等ワクチン接種について、どうすれば使ってもらえるのか。啓蒙の仕方について課題です。今年度は中学生女子対象者に対して養護部会で学校側をお願いをして保護者へ文書を配布したが30%にとどまっている現状です。教育委員会をお願いして、特に一部部活をしている学生は休みにくいとの声もありますので、顧問の先生に理解を訴えてみてはとの意見がありました。25年度からは義務付けられ予防費の中に含まれますので数の把握はできます。

山本小校庭に建設される保育園建設補助金1億2,675万円は、設計及び建設に対する国・町の義務負担分です。総額1億6,900万円の予算のうち二分の一を国から子育て支援対策臨時特例交付金として8,450万円、町はその二分の一で4,225万円、友愛社は残金を負担するとの説明です。建設は120人規模です。新たな保育所の建設ですから町内業者が参入できるのか注目されています。

工事請負費300万円は山本小校庭を友愛社に無償貸付するため敷地を整備するものです。図面が提示されずにきましたが、ようやく図面がしめされ、位置・面積が確定、樹木の移設やバックネットの新設等整地費用です。来年4月には開設される保育園です。地域住民・保護者等関係者へ図面は公表され、理解説明はなされて了解を得ているのか意見がありました。トロンドームの工事請負費1,080万円は、建設15年目となってリニューアルの時期に来ている。計画表を作り緊急性の高いものから修理、更新するものです。

公民館費の工事請負費2,310万円は、別館6ヶ所の和室にコイン式エアコンを設置し高齢者への配慮をしました。

議案第24号は、賛成多数で可決です。

議案第25号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」については、歳入歳出25億9,779万9,000円と定めるものです。口蹄疫の被害からの回復が見込めないためと国保の被保険者数が減少していることから、昨年度の実績見込み計上、本算定は6月に行われます。

保険税の減収が見込まれることから保険準備積立基金から7,400万円を繰入予算です。議案第25号は、全員賛成で可決であります。

議案第29号「平成25年度川南町介護認定審査会特別会計予算」については、歳入歳出445

万1,000円と定めるものです。介護認定審査会委員報酬13人分と事務補助賃金1名分が主なものです。議案29号は、全員賛成で可決であります。

議案第30号「平成25年度川南町介護保険特別会計予算」については、歳入歳出12億3,808万7,000円と定めるものです。高齢化率は27.6%です。65歳以上は4610人です。議案第30号は、全員賛成で可決であります。

議案第31号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」については、歳入歳出それぞれ1億4701万5,000円と定めるものです。経常経費によるものです。現在の後期高齢者対象者は2,519名です。議案31号は、全員賛成で可決であります。

○議長（山下 壽君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（児玉 助壽君） 産業建設常任委員会に付託されました議案第24号、26号、27号、28号、32号について、その審査の経過と結果について報告します。

議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算」、農林水産業費中口蹄疫埋却地再生活用対策事業工事請負費2億8,114万8,000円は、埋却地の6割にあたる約20ヘクタール26か所の整備工事費で審査の中で町内業者を優先的に受注させるべきとの意見がありました。

地域農政特別対策事業費中川南町学校給食地産地消促進事業補助金について地産地消は、掛け声だけでなく具体的な行動を強く要望する意見がありました。

水産振興費中淡水漁業振興補助金は、小丸川、名貫川等淡水漁協に補助するものです。長年に渡り本町の中央を縦断する平田川淡水漁協は、高齢化により組合員が減少し、今年度8月末には漁業権が行使できなくなることから、今後平田川流域の多様な環境の荒廃が危惧され、しかるべき対策を構築すべきとの意見がありました。

農地費中分担金及び負担金については、事業計画に基づいた適正な歳入見込み額を計上すべきとの意見がありました。

土木費中道路維持費の前年度比31.9%減の主な要因は、毘沙門名貫線舗装工事に対する西日本高速道路株式会社からの助成金2,195万円等によるものです。道路新設改良費の前年度比39.5%減は、工場北線道路改良工事が主な要因であります。討論、採決の結果賛成多数で可決であります。

議案第26号「平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」、議案第27号「平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」、議案第28号「平成25年度川南町下水道事業特別会計予算」等3議案については経常経費的なものであり特段異議なく原案通り全会一致で認め可決であります。なお、下水道事業については経営安定化を図るためにも更なる加入率アップを図るよう要望がありました。

議案第32号「平成25年度川南町水道事業会計予算」の資本的支出建設工事費中工事請負費1億5,802万円は、石綿管工事5か所 排水管工事1か所 非常用発電機を含む計装計装設備更新事業費等であります。なお、審査の過程において非常用発電機を含む計装設備更新事業については、土台の免震等耐震対策強化の要望がありました。

原案の通り認め全会一致で可決であります。

以上で報告おわります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。しばらく休憩します 10分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引続き会議を続行します。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「異議なし」という声あり]

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第24号 「平成25年度川南町一般会計予算」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算」について、反対討論をいたします。

歳入・歳出63億600万円、24年度当初予算に比べて4,000万円(0.6%)の増額予算です。

本町の財政状況は、長引く景気の低迷に加え、口蹄疫の影響による景気の停滞感は未だ払拭されず、交付税や補助金などに依存している本町財政は今後も厳しい財政運営を強いられることが見込まれ、平成25年度当初予算編成は、第五次川南町長期総合計画から3年目を迎え、長期計画実現への評価・検証を行い、基本計画・実施計画・行政改革大綱に基づく予算配分とされています。

小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種事業や定住促進事業費として3,164万円、口蹄疫埋却地再生活用対策事業費2億8,114万円などが組み込まれていることは評価しますが、25年度も、行財政集中改革プランによる、保育所の民営化など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。

学校給食調理業務は、民間企業に委託して7年目の予算計上です。町職員2名配置(事務補助含む)です。

十文字保育所・川南東保育所の民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も、給食調理場の安上がり論と同じ目的で強行されています。保育所、老人ホーム共に国・県の補助負担金は、16年度及び17年度に一般財源化されました。予算の上では、歳入では地方交付税に算入されており、歳出では、保育所、老人ホーム共に、委託料として計上されています。人件費がそれぞれ減額になりますが、正職員の退職後のあと補充はありません。足りない人員は総て臨時での補充です。弱者に対する「冷たさ」を反映した予算には賛成できません。いず

れ児童福祉や現場の専門職員を失って平然としている自治体のあり方が問われると思います。町立保育所民営化については、保護者が求めたわけでも、町立保育所自身が求めたわけでもない。地方財政の「厳しさ」から、経費削減を目的にして、具体化として打ち出されたのが「保育所の民営化」です。この「民営化」が「民間でできることは民間で」「官から民へ」という構造改革路線を背景に「安上がり保育」をめざすために具体化されたものである以上「子どもと地域の未来を守る」立場と相いれないことは明らかであり、認めるわけにはまいりません。「民営化」の方向が打ち出されて以降、毎年、「保護者はもちろん、地域の声」を聞くべきです。少なくとも当事者である保護者の声を聞いてからすすめるべきではありませんか。一方的な「保護者説明会」「決まったこと」としての説明ですまされています。これは、はじめから当事者である保護者を排除し「決まったこと」を追認させようという姿勢のあらわれであり、行政の「町民との合意形成」のプロセスの欠落です。川南町の保育を「どう充実させるのか」が基本問題で、自治体の財政難・経費削減を理由にした保育所の民営化予算が含まれている平成25年度一般会計予算について反対致します。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

「なし」

○議長(山下 壽君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算」について反対の立場で討論します。

その理由について、国営土地改良費における宮崎県尾鈴北第1同2区の給水栓設置事業において、同じ給水栓設置同意者にも関係なく閉栓し施設を利用し費用効果を上げる農家には、給水栓設置分担金及び経常賦課金を拠出させる一方で閉栓し施設を利用しない費用効果を上げない農家については、給水栓設置費及び経常賦課金を町が肩代わりするという一般常識では考えられない不適正で不公平な違法性の高い財政運営がされています。それにより、事業目的である灌漑施設を利用した営農計画を阻害している。その事は、今回の3月補正予算において閉栓率が約7%になっている事で明々白々となっており、この結果からして町が肩代わりすればする程に利用率が低下し数学的に灌漑施設を利用し営農する農家の負担即ち経常賦課金が増加し、経営を圧迫するため利用率が低下しそれを阻止するために町が財政出動すればする程利用者及び町民即ち納税者の負担が重くなるという悪循環に落ち込んでいます。それらに係る費用を町債で補い、多額の利子を支払う一方で一度も閉栓し施設を利用しなかった給水栓設置同意者が支払うべき町が立て替えた設置事業費分担金は、未来永劫に渡り無利子据え置きにしています。これは、納税者に対する背任行為であります。

以上の理由を述べ原案に反対し討論を終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終ります。

これから議案第24号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、議案第24号「平成25年度川南町一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第25号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案25号「平成25年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号「平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第26号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第26号「平成25年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号「平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第27号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第27号「平成25年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号「平成25年度川南町下水道事業特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第28号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第28号「平成25年度川南町下水道事業特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号「平成25年度川南町介護認定審査会特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第29号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第29号「平成25年度川南町介護認定審査会特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号「平成25年度川南町介護保険特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第30号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第30号「平成25年度川南町介護保険特別会計予算」については、委員長報告

のとおり可決されました。

議案第31号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第31号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第31号「平成25年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号「平成25年度川南町水道事業会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第32号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第32号「平成25年度川南町水道事業会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第33号「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について」を議題とします。

本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（濱本 義則君） 最後に議案第33号「川南町学校給食共同調理場における給食業務等の委託契約締結」については、平成25年2月27日7社の参加により入札が行われシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が8,5995千円落札し、同社との契約を締結するものです。契約期間は、平成25年8月1日から平成28年7月31日までの3年間となります。全員一致で可決しました。

以上で終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第33号「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第33号「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について」反対討論を行います。

平成19年8月から学校給食共同調理等業務委託として大新東ヒューマンサービス社への調理業務の民間委託制度がはじまりました。法的にも学校給食は公教育の一環に位置づけられています。行政は、子どもたちに安全でおいしい給食を提供する義務があり、また保護者、教職員、栄養士、調理員の連携が求められます。

町が、財政的理由のみで行っている調理業務の民間委託について、私は繰り返し、町の職員が責任をもって調理する直営方式に戻してしてほしいと反対の立場から発言をしてきました。経費節減のため、町職員数の削減は、たしかに達成されたでしょう。しかし、民間委託は経験を積み継承し、子供に責任を負う調理の人材を失うことになり、単に「献立を指示する人」「指示を聞いてつくる人」という関係でしかありません。

今後の実施に当たっての検討の中で、安心安全の継承を考慮する上で、今まで行っている単年度ごとの契約では雇用の不安定等を生み出すことなどが懸念される。だから3年契約を行い、より質の高い学校給食の提供をするとのこと。このことは、まさに直接雇用にして処遇改善こそはかることではないでしょうか。

また、給食の民間委託が、町の調達した食材や施設設備の使用、栄養士からの指揮命令が行われていないかなどで偽装請負ではないか追求してきました。調理室など公的施設を民間業者が無償で使用していることが偽装請負になること法律面から学校給食業務の民間委託は、学校給食法に違反するばかりでなく、労働者派遣法が禁止している偽装請負であり、直ちに中止せよと迫ってまいりました。委託は直営より高くつくことを認めた裁判例もあります。いま派遣切りなど仕事も住居も失う人々が増え、労働者派遣法の抜本改正が緊急課題です。雇用は派遣や請負など間接雇用ではなく、直接雇用による労働者の生活安定と技能の向上が求められています。特に自治体の現場から低賃金と不安定雇用をなくし、大手派遣企業の利益に奉仕するのは早急に是正すべきです。

今回提案されている委託業務(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社)の3ヵ年契約は、19年8月以降の単年度契約方法にも反し、調理業務における直接雇用の検討課題も封ずるものです。

今日の「食」や学校給食をめぐる問題は、その質自体が従前にもまして、社会的・複合的な構造です。2009年4月から「学校給食法」が「栄養改善」から食の大切さ・栄養バランス

スなどを学ぶ「食育」と衛生基準の強化に改定され、給食は食教育の「生きた教材」「教科書」と位置づけられています。教育としての学校給食を財政の効率化として民間委託を継続することは間違っています。子供たちにとって、学校給食は安全で質の高いものにしていくことは、父母、教育関係者はもちろんのこと、町民にとっても大事な問題です。学校給食を考えるうえで、基本となるのは、学校給食法です。学校給食が教育の一環であるという法的根拠が確立され、行政の責任で学校給食を充実させていくことが明記されました。学校給食法の第1条(目的)では、学校給食が児童生徒の心身の発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するもの」としています。第2条(目標)は、「日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養う」「学校生活を豊かにする」、「食糧の生産、配分、および消費について正しい理解に導くこと」としています。このように、学校給食は公教育の不可欠の構成分野として位置づけられています。食育の推進では、学校給食に地元農水産物の使用を常態化させ、学校で家庭で地域でふるさとの食文化を学び、また、町制運営方針でもふるさとに誇りを持てる教育により「川南を愛する子ども」を育ててまいりますと述べております。方針を生かし実行することを求めて、反対討論を終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

これで討論を終わります。

これから議案第33号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、議案第33号「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託契約締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 発議第2号「川南町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議会改革特別委員長(竹本 修君) 発議第2号「川南町議会委員会条例の一部改正について」趣旨説明を行います。

常任委員会委員の定数につきましては、議会改革特別委員会を設置し他の町村の事例や他町との意見交換会を実施するなどこれまで協議を重ねてきたところでございます。現在本町においては、3委員会では審査を行っているが少人数での議案審査等においては、十分な審査となっているか、また審査等に支障をきたすことが想定されることから特別委員会において2常任委員会とし審査調査等に対応していくこととする旨決定されたところでございます。

このため本町の委員会の定数名称及び所管を変更し本町議会の活性化を目指し川南町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し

上げます。

○議長(山下 壽君) 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

発議第2号「川南町議会委員会条例の一部改正について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第2号「川南町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第28 発議第3号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について」を議題とします。

朗読は省略します。提出者から趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 発議第3号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書」について、皆様のお手元に配布しています意見書を朗読して説明とさせていただきます。

地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書

森林には、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に、地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものが二酸化炭素吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を昨年10月から導入したところであるが、その使い道は、地球温暖化対策の一つであるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保した上で、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用さらには木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することにより、森林・林業が再生し、これにより地域経済の活性化と雇用の確保が図られることとなることから、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化対策を着実に進める観点から「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置付け、森林・林業・林産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保するための措置を講じること。
- 2 確保した財源によって、森林と路網の整備を進めるとともに、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスの利用促進や二酸化炭素排出抑制対策にもつながる住宅分野における建築用材など木材の利用への支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月19日

宮崎県川南町議会

○議長(山下 壽君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

これで質疑を終ります。

発議第3号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第3号「地球温暖化対策を推進するための森林整備等に係る財源の確保を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第29 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第30 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成25年第1回川南町議会定例会を閉会します。

おつかれさまでした。

午前11時58分閉会
